

岐阜県優良防犯器具等認定事業規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人 岐阜県防犯協会（以下「協会」という。）が行う優良防犯器具等認定事業（以下「認定事業」という）の適正な実施を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、つぎのとおりとする。

- (1) 防犯器具等とは、犯罪や事故の防止、犯人の検挙に役立つ器具や間接的に犯罪の抑止につながる器具をいう。
- (2) 優良防犯器具等とは、防犯器具等の中で防犯性能が高い製品として協会が認定したものをいう。

(この事業の趣旨)

第3条 この認定事業は、多様化する各種犯罪に対して、開発された防犯器具等の中で犯罪の予防や犯人の検挙に優れた効果のある製品を優良防犯器具等に認定することにより、当該製品の普及を図り、もって安全で平穏な社会生活に貢献しようとするものである。

2 この認定事業は、優良防犯器具等を備え付けることで犯罪等に遭わないことを保証するものではない。

第2章 優良防犯器具等審査委員会

(審査委員会)

第4条 協会にこの認定事業を推進するため審査委員会を設置し、審査・認定を行う。

(委員会の構成)

第5条 委員会は、次に掲げる者により、構成する。

- (1) 防犯設備士又は総合防犯設備士の資格を持つ者
 - (2) 協会の役職員
 - (3) その他防犯関係に知識と能力を有する者
- 2 委員会には審査委員長を置き協会の専務理事をもって当てる。
- 3 第1項の審査員は協会理事長が委嘱する。

(助言)

第6条 申請のあった製品の審査・認定について、必要があると認めるときは、警察本部担当課の助言を求めることができる。

(委嘱状)

第7条 協会理事長は、第5条の規定により審査委員長、審査委員を委嘱する場合は、委

嘱 状を交付する。

(審査委員の任期)

第8条 審査委員の任期は、3年とし再任を妨げない。

(委員会の招集)

第9条 委員会は、審査委員長が招集する。

(定数及び議決)

第10条 委員会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。

2 委員会の議決は、出席した審査委員の過半数により決し、賛否同数の時は、審査委員長がこれを決する。

第3章 審査

(審査の申請)

第11条 この審査は、申請のあった防犯器具等について品目ごとに行う。

2 審査を受けようとする者は、「優良防犯器具等審査・認定申請書」(別記様式第1号)に申請する防犯器具等に審査手数料を添えて協会に申請するものとする。

3 審査終了後防犯器具等は申請者に返還するが、審査手数料は、不認定の場合でも返還しない。

(審査内容)

第12条 審査委員会においては、次の項目について、審査するものとする。

- (1) 防犯効果
- (2) 耐久性、堅牢性
- (3) 安全性
- (4) 適正価格
- (5) 特許等の有無
- (6) 取扱いの容易性
- (7) その他同種製品の中で優れている事項

(審査対象外)

第13条 この認定事業において、防犯建物部品(いわゆるCP部品)及び(財)全国防犯協会連合会が推奨製品として認定している製品は審査の対象外とする。

第4章 認定

(認定)

第14条 審査委員会において、審査の結果優良防犯器具等と認定された製品については、協会理事長がこれを認定するものとする。

(認定証)

第15条 協会理事長は、優良防犯器具等に認定したときは、認定証(別記様式第2号)

を交付するものとする。

(有効期間)

第16条 優良防犯器具等に認定の有効期間は定めないが、申請に係る製品によっては、審査委員会で有効期間を定めることができる。

(認定の取消)

第17条 協会は、次の各号に掲げる事項に該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 認定された製品に重大な欠陥が発見されたとき
- (2) 認定された製品が不当に高く売買されるなど価格に著しい妥当性が欠けたとき
- (3) その他審査委員会で取り消すべきことが妥当と判断されたとき

2 認定を取り消したときは、その旨申請者に文書で通知をするものとする。

この場合、第15条に規定する認定証は返納しなければならない。

第5章 雑則

(公表)

第18条 協会は、優良防犯器具等に認定したときは、名称、型式申請者等をホームページに掲出するものとする。

(守秘義務)

第19条 防犯器具等の認定業務に従事した者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

附則

この規程は、平成21年7月1日から施行する。

附則

この規程は、平成24年4月1日（公益財団法人設立登記の日）から施行する。